

町制施行15周年記念事業 甲州富士川まつり第15回富士川町駅伝大会実施要項

1. 趣 旨 町内を走る駅伝大会を開催して、甲州富士川まつりを盛り上げるとともに、本町社会体育の振興や町民の健康体力づくりを推進する。
2. 主 催 富士川町スポーツ協会
3. 主 管 富士川町駅伝大会実行委員会
4. 後 援 富士川町・富士川町教育委員会・交通安全協会増穂支部／鯉沢支部
山梨日日新聞社・山梨放送
5. 日 時 令和6年11月10日（第2日曜日）
午前8時50分～午前10時40分
（女子は午前8時50分、支部は8時55分、その他は午前9時スタート）
表彰式 富士川いきいきスポーツ公園 午前11時40分（予定）
（雨天の場合 町民会館3階ホール）
6. 会 場 開会式 令和6年11月6日(水) 午後7時30分 町民会館3階ホール
競技役員・代表者会議を兼ねる
7. コース 富士川いきいきスポーツ公園陸上競技場 → 青柳郵便局前 → 東小林集会所
→ 菴米(新道橋東) → 峡南自動車教習所前 → 町民会館 → 富士川いきいき
スポーツ公園陸上競技場
8. 区 間

				<u>支部対抗の年齢区分</u>
第1区	陸上競技場	→	青柳郵便局前	(2.5km) フリー
第2区	青柳郵便局前	→	東小林集会所	(2.5km) 30歳代
第3区	東小林集会所	→	菴米(新道橋東)	(3.6km) フリー
第4区	菴米(新道橋東)	→	峡南教習所前	(2.4km) 40歳代
第5区	峡南教習所前	→	町民会館前	(3.6km) フリー
第6区	町民会館	→	陸上競技場	(1.1km) 50歳代
				計 (15.7km)
9. 参加資格 (1) 町内に在住する者（住民票がある者）または、成人・大学生・
高校生で本籍を富士川町に有する者（支部対抗の部）
(2) 町内に在住または勤務する者
（一般の部、一般女子の部、中学男子、中学女子の部）
(3) 町外チームにおいては、主催者が認めたチーム。（招待の部）
10. チーム編成 (1) 支部対抗の部
町スポーツ協会各支部を代表するチームで、監督1名、選手6名、
補員5名。

年齢構成は、30歳代・40歳代・50歳以上で、選手・補員とも各1名、フリーは、選手3名、補員2名（フリーとは、中学生以上とする）

※男子50歳代のところへ女子40歳代がエントリーすることは可
（平成30年度実行委員会での決定）

※上の年代から下の年代への出場は可。

(2) 一般の部、一般女子の部、中学男子、中学女子の部、招待の部
監督1名、選手6名、補員3名で、年齢は自由。

1 1. 表彰

(1) 各部ごとに

優勝 トロフィー（持ち回り）・賞状・賞品（メダル）

準優勝 トロフィー（持ち回り）・賞状

3位 楯（持ち回り）・賞状

(2) その他

・ 支部対抗の部、一般の部、一般女子の部、中学男子・中学女子の部、招待の部ともに区間賞を贈る。

・ 参加者全員に参加賞を贈る。

・ 閉会式では、競技終了後各部門の上位3位までのチームを表彰し、区間賞・記録結果を午後0時30分から町民会館ロビー（☎0556-22-4648）にて配布する。

・ 参加賞は開会式の受付時に配布する。

1 2. 参加申込

令和6年10月17日（木）までに、富士川町スポーツ協会事務局（町教育委員会内）へ選手名簿を添えて申し込む。

1 3. 代表者（監督）、競技役員会議

令和6年11月6日（水）午後7時30分 町民会館3階ホール

1 4. 役員・選手周知事項

(1) 午前6時30分に甲州富士川まつりが中止の決定（放送）がされた時は、駅伝大会も中止する。町外チームには、監督に中止の連絡をする。

(2) 開会式は、代表者（監督）、競技役員会議の時に兼ねて行う。当日は行わない。

(3) スタート時刻、女子は午前8時50分、支部は午前8時55分、男子は午前9時。

(4) 第3中継所で、1位選手の通過後15分で一斉スタートとする。

(5) 表彰式は、ゴールの富士川いきいきスポーツ公園で、競技終了後（午前11時40分予定）に行う。（雨天の場合は、町民会館3階ホール、微妙な場合は甲州富士川まつりの司会より放送する）

(6) 参加申込期日を厳守すること。

(7) 年齢制限のあるものは、令和6年4月1日現在とする。

(8) ゼッケン・タスキは、主催者が用意する。

- (9) 健康状態には、各自十分に留意すること。
- (10) 大会当日のスポーツ傷害保険（1日保険）は、主催者が加入し、負担する。
- (11) 夜間練習は、夜光タスキを着用するか、白い上着など着用するなど交通安全には、十分に注意すること。
- (12) 伴走車は、認めない。
- (13) 移動救護車・落伍収容車は、主催者が用意する。
- (14) 選手・補員の輸送は、2台迄の連絡車とし、各チームの責任者において行う。
- (15) 最終コール(15の(12)参照)は、走者がゼッケンを付けて点検を受ける。その場に、居ない場合には失格となる。
- (16) 各連絡車は、(15の(12)参照)のコール時刻が終わったら直ちに中継所を移動する。
- (17) 各連絡車は、交通規則を厳守し、連絡車用コースを走行すること。なお、指導警察官の指示には必ず従うこと。
- (18) 第5区の旧鯉沢税務署南から直進し早川歯科前十字路までは、選手の走行時間帯を一方通行とする。
- (19) 選手の変更は、前日までとし、特別の理由に限り、当日の変更を認める。ただし、当日は、補員との変更のみとする。
連絡先は、前々日(金曜日)については、教育委員会(☎0556-22-7200)に、午後5時15分までとする。
前日(土曜日)は、町民会館(☎0556-22-4648)に、正午までとする。
当日は、本部(町民会館☎0556-22-4648)に、午前8時から8時20分の間とする。
- (20) 当大会に参加する町スポーツ協会各支部は、開会式に支部旗を持参すること。

15. 競技上の注意

- (1) 競技者は、誠実に左側通行で走らなければならない。
- (2) 渡された「タスキ」は肩に掛けること。
- (3) 選手は、勝手に走路から退去すると、その後の競技を続けることは許されない。
- (4) 医務員・審判長に競技の中止を命ぜられた者は、直ちに競技を中止しなければならない。
- (5) 選手は、途中で競技を続行することができない状態になったとき、または、競技を中止させられた場合、審判長の指示に伴い区間の出発点に戻り、補員をもって再び競技を続行することができる。
- (6) 上記で補員選手を発走させた場合は、次区間の走者は繰り上げスタートとし、未走者の1分後にスタートさせる。
- (7) 中継点でタスキの引継ぎは進行方向の中継線より、20mのところ白線を引き、中継点と白線の間で引継ぐこと。
- (8) 投げたりして「タスキ」を渡さないこと。
- (9) 競技者が2人以上で接近し中継線に近づいた場合、先頭のチームに属するものを進行方向に向かって一番左に、それから右側に順次待機すること。
- (10) 状況に応じて、審判長の判断により繰り上げスタートする場合がある。

(11) 選手及び駅伝関係者は、走路において交通係の誘導に従うこと。

(12) コール時刻

区 間	1	2	3	4	5	6
中 継 所	いきいき スポーツ 公園	青柳郵 便局前	東小林 集会場	眷米（新 道橋東）	峡南自動 車教習所	町 民 会 館
最終コール	8：40	8：45	9:00	9:10	9:20	9:30

一方通行のお願い

令和6年11月10日(日)

午前9時30分から全選手通過まで(10時30分頃の予定)

旧鯉沢税務署南～早川歯科前十字路、南から一方通行

